

人権の主体と保障範囲

学習の目的

基本的人権の尊重は日本国憲法の三つの柱の一つである。では、この基本的人権は誰に保障されるのか。憲法は人権を定めた第3章の表題に「国民の権利及び義務」と掲げていることから、日本国民である自然人がこれら人権を享有する、というのが一応の答えとはなる。

しかし、グローバル化が叫ばれる近年、多くの外国人が日本に居住している。その中には永住権を有し、日本社会の構成員となっている人もいる。彼ら外国人が困窮して生活できない場合に、外国人であることを理由に人間らしく生きる権利は否定されてしまうのであろうか。日本社会の構成員であるのに、国籍を有しないことを理由に社会の意思決定に参加できないとすることは、果たして妥当なのであろうか。また、法人は自然人と同様に権利義務の対象となり、社会的に重要な役割を果たしているが、これも自然人ではないという理由で人権享有主体性を否定してしまってもよいのであろうか。

逆に、日本国民であっても一般人と同様に人権を保障することが不適當ではないかと考えられる場面もある。例えば、天皇が特定の政党を積極的に支援する行動をとったり、自由刑に処せられた者が自由を主張したりすることには問題があることは、何となく分かるであろう。これを憲法的に説明するにはどのようにすればよいのであろうか。

さらに、国家ではなく私人が人権を侵害するような行為を行った場合、例えば職員の採用にあたって性別によって差別をしたり、特定の思想を有していることを理由に採用しなかったりすることについて、憲法はどのように適用されるべきなのであろうか。

1 人権の享有主体性

① 外国人

憲法は、その国の国民と国家との関係を規律するものと考えられてきた。憲法第3章の表題が「国民の」とあるのも、その表れである。このような考え方からすれば、日本国憲法が保障する人権を享有するのは、日本国民のみということになる。一方で、人権は「人が生まれながらに当然に有する権利」であるとされ、自然法思想に基づくものであることから、普遍性を有するとされる。このように考えれば、外国人であっても人権を享有するということになる。

A 判例（マククリーン事件、最大判昭53・10・4）は、一般論として「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と述べている。すなわち、個々の権利の性質に応じて権利の享有を認めるかを判断することになる。一般的には、前国家的権利である自由権についてはこれを肯定し、国家の存在によりはじめて認められる社会権は否定する方向で考えられている。

保障される権利	保障されない権利
出国の自由（最大判昭32・12・25） 政治活動の自由*1（最大判昭53・10・4） 公務就任権*2（最大判平17・1・26）	参政権*3（最判平7・2・28） 生存権*4（最判平元・3・2） 入国の自由*5（最大判昭32・6・19）

One Point Advice

- ※1 「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でない」と解されるものは除外されている。
- ※2 公務員になること自体は認められるが、国民主権との関係で、公権力等行使公務員となることは認められない。
- ※3 地方公共団体の選挙については、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」としている。すなわち、法律を以て選挙権を与えても憲法に反するものではないが、立法政策の問題であり、仮にそのような立法がなされなくとも憲法違反ではないのである。
- ※4 限りある財源の分配において自国民を優先することも立法政策の範囲内であるとする。
- ※5 再入国の自由も、入国と同様に考えるのが判例（森川キヤサリーン

10方 ←

許容範囲 →

④ 在監者・公務員

在監者や公務員は日本国籍を有する場合であっても、その地位に伴う制約があり得るのであり、かつてはいわゆる特別権力関係説で説明されていた。しかし、法の支配を排除する特別権力関係説は現在支持されておらず、憲法が在監関係・公務員関係を予定しており、そこにおける自律性を憲法の構成要素として予定していると説明するのが一般的である。

判例をチェック!

① 最大判昭45・9・16

事案 未決勾留中のXは、喫煙を求めたが監獄法施行規則が禁止しているとして認められなかった。そこで、Xは慰謝料の支払いを求めて訴えた。

判旨 監獄内においては、多数の被拘禁者を収容し、これを集団として管理するにあたり、その秩序を維持し、正常な状態を保持するよう配慮する必要がある。このためには、被拘禁者の身体の自由を拘束するだけでなく、右の目的に照らし、必要な限度において、被拘禁者のその他の自由に対し、合理的制限を加えることもやむをえないところである。

② よど号事件新聞記事抹消事件 最大判昭58・6・22

事案 未決勾留中のXは、私費で新聞を購入していた。拘置所長は、ある日の新聞に掲載された「よど号」ハイジャック事件に関する記事を黒塗りにして新聞を配布した。そこで、Xは慰謝料の支払いを求めて訴えた。

判旨 監獄内の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右の目的を達するために真に必要なと認められる限度にとどめられるべきものである。したがって、右の制限が許されるためには、閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものである。

One Point Advice

監獄内においては、その秩序を維持するために必要な範囲で権利の制限が認められるが、制限が認められるためには秩序維持に支障が生じる相当の蓋然性が必要である。